

ロシア連邦大統領令

居住者および外国人債権者に対する、額面価格が外貨で表示された国家有価証券としての ロシア連邦国家債務の暫定的な履行手順について

2022年3月5日付大統領令第95号「特定の外国債権者に対する債務の暫定的な履行手順について」に定める措置に追加して、以下を決定する：

1. 以下を定める：

a) 居住者および外国人債権者に対する、額面価格が外貨で表示された国家有価証券としてのロシア連邦国家債務（以下、ロシア連邦ユーロ債）であって、そのロシア連邦ユーロ債に対する居住者および外国債権者の権利が外国機関一属人法により有価証券の管理と権利移譲を行う権利を有する非居住者（以下、外国預託機関）一によって管理されるような債務をロシア連邦が履行するために、ロシア連邦は、2011年12月7日付連邦法第414-FZ号「証券集中保管機関について」に則った証券集中保管機関であるノンバンク金融機関（以下、証券集中保管機関）に向け、外国預託機関名義の「I型」ルーブル口座を（当該機関の代表者の立会なしに）開設する申請を出すことができる；

b) 「I型」口座は複数の外国預託機関を名義人として開設することができる；

c) 「I型」口座の受益者は、ロシア連邦ユーロ債の所有者、およびロシア連邦財務省がロシア中央銀行の同意を得て定めた手順にもとづいて定められたその他の者（以下、ロシア連邦ユーロ債保有者）である；

d) 「I型」口座に振り込まれた金額のインデクセーションは、ロシア連邦ユーロ債に用いられている外貨のロシア国内の為替市場で形成されるレートにより、ロシア連邦財務省がロシア中央銀行の同意を得て定める手順にしたがって行われる；

e) ロシア連邦財務省は、証券集中保管機関、ロシアの金融機関およびその他の者と、「I型」口座に入金された金額のインデクセーションを本項d)の規定にしたがって行うために必要な協定を結ぶことができる；

f) 「I型」口座の運用条件はロシア中央銀行が定める。

2. 証券集中保管機関が以下を行うことを定める：

a) そのロシア連邦ユーロ債の権利が証券集中保管機関もしくは同機関の寄託者により管理されているロシア連邦ユーロ債保有者（外国人である名義上の保有者を除く）に対し、ロシア連邦の法令に定める手順にしたがい、募集要項に定められた期間内に支払を実行する；

b) 他者のために活動している者の口座を外国預託機関に開設している預託機関（以下、ロシア預託機関）に対し、寄託者の預かり口座でロシアの預託機関が管理しているロシア連邦ユーロ債の全量に関する、ロシア預託機関が証券集中保管機関に提出した情報にもとづき、募集要項に定められた期間内に支払を行う；

c) 外国の預託機関名義の「I型」口座を（当該機関の代表者の立会なしに）開設し、その口座に、爾後そのロシア連邦ユーロ債の権利が当該外国預託機関により管理されているロシア連邦ユーロ債保有者に支払われるべき金を、ロシア連邦財務省の定める手順により確定される金額で、募集要項に定められた期間内に払い込む；

d) ロシア連邦の委託により、それに対する権利が外国預託機関によって管理されるロシア連邦ユーロ債の所有者への支払を行うための、ロシア連邦ユーロ債保有者台帳を作成する。ロシア連邦ユーロ債保有者は、

ロシア連邦財務省がロシア中央銀行の同意のもとに定める文書一覧に記載される、ロシア連邦ユーロ債保有者が自らにそれを保有する権利があることを証明する文書（以下、証明文書と呼ぶ）を証券集中保管機関に提出した場合にこの台帳に記載される。証券集中保管機関は、ロシア連邦ユーロ債保有者から証明文書を受け取るために、ロシア連邦政府が定める一覧表に記載された管轄機関を起用する；

e) ロシア連邦財務省がロシア中央銀行の同意を得て定める手順により、ロシア連邦ユーロ債保有者に、本令第1項d)にもとづくインデクセーション方法により振込日付で算定された額の金をルーブル建てで振り込むために必要な行為を実施する。証券集中保管機関が「I型」口座でのオペレーションを行うに当たっては、外国預託機関の同意または委託は必要とされない。

3. ロシア連邦ユーロ債保有者への支払は、ロシア連邦政府が定める一覧表に記載された公認ロシア金融機関を起用し、以下の条件を遵守して実施する：

a) 外国の預託機関であるロシア連邦ユーロ債保有者への支払額は、本令第2項c)にしたがってそれまでに支払われた分が減額される；

b) 外国の預託機関の寄託者であるロシア連邦ユーロ債権保有者で、かつ同人が証明文書を証券集中保管機関に提出する日より以前に本令第2項c)にしたがって支払を受けていた者に対しては支払は行われぬ。

4. ロシアの預託機関は、証券集中保管機関からの支払を受けた後、寄託者—ロシア連邦ユーロ債保有者に支払を行う。この支払は、ロシアの預託機関が、支払額の算定に必要な情報と文書を寄託者—ロシア連邦ユーロ債保有者から受け取った後に行われる。情報の内容、文書の一覧、それらの提出期限および支払期限は、ロシア連邦財務省がロシア中央銀行の同意のもとに定める。

5. ロシア連邦ユーロ債のクーポン金額、または本令第2項c)にいうロシア連邦ユーロ債保有者へ支払われるべき金額は、当該支払時に本令にしたがって行われるインデクセーションを考慮して算定される。

6. ロシア連邦ユーロ債に係る債務は、ロシア連邦が証券集中保管機関に支払を行った日のロシア国内為替市場の為替レートで計算された、外貨による負債額と等価のルーブルで履行されたとき、しかるべく履行されたものと認められる。

7. ロシア連邦政府は10日以内に以下を行う：

a) ロシア連邦ユーロ債の保有者の権利を証明する文書をロシア連邦ユーロ債保有者から受け取るために起用される公認機関一覧を定める；

b) ロシア連邦ユーロ債保有者に支払を行うために起用される公認ロシア金融機関の一覧を定める。

8. ロシア連邦財務省は以下を行う：

a) ロシア中央銀行の同意を得て2日以内に：

本令第1項c)にしたがい「I型」口座の受益者を決定する手順を定める；

「I型」口座に払い込まれた金額のインデクセーションを行う手順を定める；

本令第2項d)にしたがい、ロシア連邦ユーロ債保有者の権利を証明する文書の一覧を定める；

b) 10日以内に以下を行う：

本令第4項にしたがい、ロシア中央銀行と合意の上、情報の内容、文書一覧、文書提出期限および支払期限を定める；

本令第2項e)にしたがい、ロシア中央銀行と合意の上、ロシア連邦ユーロ債保有者に振込を行うために必要な行為を証券集中保管機関が実施するための手順を定める；

本令第2項c) にしたがひ、「I型」口座に払い込まれるべき金額を確定する手順を定める。

9. ロシア中央銀行は2日以内に「I型」口座の運用条件を定める。

10. ロシア連邦財務省に本令を適用するに当たつての問題に関する公式な説明を行う権利を与える。

11. 本令はそれが公布された日に発効する。

ロシア連邦大統領 V. プーチン

モスクワ、クレムリン

2022年6月22日

第394号